

男鹿市規則第6号

男鹿みなと市民病院管理規則の一部を改正する規則

男鹿みなと市民病院管理規則（平成17年男鹿市規則第149号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(退院の命令) 第10条 (略)</p> <p>(設備の弁償) <u>第11条</u> (略) (補則) <u>第12条</u> (略)</p>	<p>(退院の命令) 第10条 (略) <u>(妊婦の入院)</u> <u>第11条 妊婦であって入院しようとするものについては、第5条から前条までの規定を準用する。</u> (設備の弁償) <u>第12条</u> (略) (補則) <u>第13条</u> (略)</p>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。